

# 令和7年4月から 入院時の食事療養費の負担額が 変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より患者様のご負担金額を下記の通り変更致します。  
全ての医療機関共通の金額となりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 入院時の食事療養費の標準負担額（患者様負担額）

所得税区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ	1食490円 1日3食1,470円	1食510円 (+20円) 1日3食1,530円 (+60円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円 (1日3食690円)	1食240円 (+10円) 1日3食720円 (+30円)
区分オ 長期該当	低所得Ⅱ 長期該当	1食180円 (1日3食540円)	1食190円 (+10円) 1日3食570円 (+30円)
低所得Ⅰ		1食110円 (1日3食330円)	1食110円 (±0円) 1日3食330円 (±0円)